⑺　自分の気持ちや経験を自分なりの言葉で表現することの大切さに留意し，園児の話し掛けに応じるよう心掛けること。また，園児が仲間と伝え合ったり，話し合ったりすることの楽しさが味わえるようにすること。

⑻　感じたことや思ったこと，想像したことなどを，様々な方法で創意工夫を凝らして自由に表現できるよう，保育に必要な素材や用具を始め，様々な環境の設定に留意すること。

第３章　指導計画作成に当たって配慮すべき事項

幼保連携型認定こども園における教育及び保育は，園児が自ら意欲を持って環境とかかわることによりつくり出される具体的な活動を通して，その目標の達成を図るものである。

幼保連携型認定こども園においてはこのことを踏まえ，乳幼児期にふさわしい生活が展開され，適切な指導が行われるよう，次の事項に留意して調和のとれた組織的，発展的な指導計画を作成し，園児の活動に沿った柔軟な指導を行わなければならない。

第１　一般的な配慮事項

１　指導計画は，園児の発達に即して園児一人一人が乳幼児期にふさわしい生活を展開し，必要な体験を得られるようにするために，具体的に作成すること。また，指導計画の作成に当たっては，次に示すところにより，具体的なねらい及び内容を明確に設定し，適切な環境を構成することなどにより活動が選択・展開されるようにすること。

⑴　具体的なねらい及び内容は，幼保連携型認定こども園の生活における園児の発達の過程を見通し，園児の生活の連続性，季節の変化などを考慮して，園児の興味や関心，発達の実情などに応じて設定すること。

⑵　環境は，具体的なねらいを達成するために適切なものとなるように構成し，園児が自らその環境にかかわることにより様々な活動を展開しつつ必要な体験を得られるようにすること。その際，園児の生活する姿や発想を大切にし，常にその環境が適切なものとなるようにすること。

⑶　園児の行う具体的な活動は，生活の流れの中で様々に変化するものであることに留意し，園児が望ましい方向に向かって自ら活動を展開していくことができるよう必要な援助をすること。

その際，園児の実態及び園児を取り巻く状況の変化などに即して指導の過程についての反省や評価を適切に行い，常に指導計画の改善を図ること。

２　園児の生活は，入園当初の一人一人の遊びや保育教諭等との触れ合いを通して幼保連携型認定こども園の生活に親しみ，安定していく時期から，やがて友達同士で目的を持って幼保連携型認定こども園の生活を展開し，深めていく時期などに至るまでの過程を様々に経ながら広げられていくものであることを考慮し，活動がそれぞれの時期にふさわしく展開されるようにすること。また，園児の入園当初の教育及び保育に当たっては，既に在園している園児に不安や動揺を与えないようにしつつ，可能な限り個別的に対応し，園児が安定感を得て，次第に幼保連携型認定こども園の生活になじんでいくよう配慮すること。

３　園児が様々な人やものとのかかわりを通して，多様な体験をし，心身の調和のとれた発達を促すようにしていくこと。その際，心が動かされる体験が次の活動を生み出すことを考慮し，一つ一つの体験が相互に結び付き，幼保連携型認定こども園の生活が充実するようにすること。

４　長期的に発達を見通した年，学期，月などにわたる長期の指導計画やこれとの関連を保ちながらより具体的な園児の生活に即した週，日などの短期の指導計画を作成し，適切な指導が行われるようにすること。特に，週，日などの短期の指導計画については，園児の生活のリズムに配慮し，園児の意識や興味の連続性のある活動が相互に関連して幼保連携型認定こども園の生活の自然な流れの中に組み込まれるようにすること。

５　園児の行う活動は，個人，グループ，学級全体などで多様に展開されるものであるが，いずれの場合にも，幼保連携型認定こども園全体の職員による協力体制をつくりながら，園児一人一人が興味や欲求を十分に満足させるよう適切な援助を行うようにすること。

６　園児の主体的な活動を促すためには，保育教諭等が多様なかかわりを持つことが重要であることを踏まえ，保育教諭等は，理解者，共同作業者など様々な役割を果たし，園児の情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう，活動の場面に応じて，園児の人権や園児一人一人の個人差等に配慮した適切な指導を行うようにすること。

７　幼保連携型認定こども園においては，その教育及び保育が，小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し，乳幼児期にふさわしい生活を通して，創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。

第２　特に配慮すべき事項

１　園児の発達の個人差，入園した年齢の違いなどによる集団生活の経験年数の差，家庭環境等を踏まえ，園児一人一人の発達の特性や課題に十分留意すること。特に満３歳未満の園児については，大人への依存度が極めて高い等の特性があることから，個別的な対応を図ること。また，園児の集団生活への円滑な接続について，家庭との連携及び協力を図る等十分留意すること。

２　園児の発達の連続性を考慮した教育及び保育を展開する際には，次の事項に留意すること。

⑴　満３歳未満の園児については，園児一人一人の生育歴，心身の発達，活動の実態等に即して，個別的な計画を作成すること。

⑵　満３歳以上の園児については，個の成長と，園児相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮すること。

⑶　異年齢で構成されるグループ等での指導に当たっては，園児一人一人の生活や経験，発達の過程などを把握し，適切な指導や環境の構成ができるよう配慮すること。

３　一日の生活のリズムや在園時間が異なる園児が共に過ごすことを踏まえ，活動と休息，緊張感と解放感等の調和を図るとともに，園児に不安や動揺を与えないようにする等の配慮を行うこと。

４　午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり，安心して眠ることのできる環境を確保するとともに，在園時間が異なることや，睡眠時間は園児の発達の状況や個人によって差があることから，一律とならないよう配慮すること。

５　長時間にわたる保育については，園児の発達の過程，生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して，保育の内容や方法，職員の協力体制，家庭との連携などを指導計画に位置付けること。

６　障害のある園児の指導に当たっては，集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し，適切な環境の下で，障害のある園児が他の園児との生活を通して共に成長できるよう，特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ，例えば指導についての計画又は家庭や医療，福祉などの業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより，個々の園児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的，組織的に行うこと。

７　園児の社会性や豊かな人間性を育むため，地域や幼保連携型認定こども園の実態等により，特別支援学校などの障害のある子どもとの活動を共にする機会を積極的に設けるよう配慮すること。

８　健康状態，発達の状況，家庭環境等から特別に配慮を要する園児について，一人一人の状況を的確に把握し，専門機関との連携を含め，適切な環境の下で健やかな発達が図られるよう留意すること。

９　行事の指導に当たっては，幼保連携型認定こども園の生活の自然な流れの中で生活に変化や潤いを与え，園児が主体的に楽しく活動できるようにすること。なお，それぞれの行事については教育的及び保育的価値を十分検討し，適切なものを精選し，園児の負担にならないようにすること。

10　園児の発達や学びの連続性を確保する観点から，小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図るとともに，幼保連携型認定こども園の園児と小学校の児童の交流の機会を設けたり，小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど，連携を通じた質の向上を図ること。